

定期監査の結果に関する報告について（平成30年度第1回）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、井戸川員三監査委員、高橋絹子監査委員が実施しました。

平成31年3月20日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	井戸川	員	三
同	高橋	絹	子

平成 30 年度

# 監 査 報 告 書

(第 1 回)

定期監査

危機管理室

経営企画部

総務部

福祉サービス部

健康こども部

会計課

議会事務局

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局

消防本部・署

四街道市監査委員

## 1 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年9月30日までに執行された財務に関する事務の執行等

## 2 監査の対象

- (1) 危機管理室
- (2) 経営企画部、総務部、福祉サービス部、健康こども部の各課及び出先機関
- (3) 会計課
- (4) 議会事務局
- (5) 選挙管理委員会事務局
- (6) 監査委員事務局
- (7) 消防本部の各課及び消防署

## 3 監査の実施期間

平成30年10月5日から平成30年11月27日

## 4 監査の方法

監査に当たっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

## 5 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められた。

### 全体的検討事項

#### 1 時間外勤務の縮減について

時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持及び公務能率の向上の観点から各種取り組みを実施している。時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、改善が認められる部署がある一方で、平成30年8月1日付け人号外総務部長通知「時間外勤務の縮減等について（通知）」で示された上限を超えているケースや特定の職員への偏りが見受けられた。

各所属長は、職員の心身の健康に十分配慮し、業務の繁閑に応じた勤務体制の強化や事務配分の適正化に努めるとともに、確実な時間外勤務の縮減に取り組まれない。

#### 2 備品台帳の整備状況について

備品は、市の財産であり、市民への説明責任を果たしていくため、その価格を正確に把握することは重要である。

各課において、備品台帳の様式に相違が見られるが、統一することが望ましい。

#### 3 納品書の検収者について

消耗品等の購買取引について、内部統制上、検収者は発注者と同一人であることは好ましくないため第三者が検収することが望ましい。

## 個別的検討事項

### 1 危機管理室・・・自主防災組織について

市民自治組織 86 の自治会のうち自主防災組織を結成した自治会は 41 に止まっているが、その有効性の観点から、全ての自治会の組織化を目指すべきである。

### 2 人事課・・・職員の健康診断について

職員健康診断の対象者 660 名のうち 29 名は実質的に受診していないが、労働安全衛生法第 10 条の趣旨から全員受診を期すべきである。

### 3 行革推進課・・・行政評価制度について

今年度は事務事業評価結果に対する市民からの意見はなかったが、その有効性の観点から、行政評価制度のあり方を再検討すべきである。